

特別養護老人ホーム【阪和苑】施設利用料一覧

※ 施設入所は、要支援と判定された方ご利用できません

	要介護度	基本料金 (1日当り)	介護給付費算定に対する体制			食費 (1日)	居住費 (室料/日)	1日 利用料合計	1ヶ月(31日) 利用料合計
多 床 室	要介護 1	631 円	個別機能訓練加算(Ⅰ)	13	円	1445 円	915 円	3,073 円	95,403 円
			個別機能訓練加算(Ⅱ)(1ヵ月につき1回算定)	21	円				
	要介護 2	706 円	看護体制加算(Ⅰ)2	4	円			3,148 円	97,728 円
			日常生活継続支援加算	39	円				
	要介護 3	785 円	栄養マネジメント強化加算	12	円			3,227 円	100,177 円
			夜勤職員配置加算(Ⅰ)2	14	円				
	要介護 4	860 円	科学的介護推進体制加算(1ヵ月につき1回算定)	43	円			3,302 円	102,502 円
			福祉施設排せつ支援加算Ⅰ(1ヵ月につき1回算定)	11	円				
	要介護 5	934 円	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1ヵ月につき1回算定)	11	円			3,376 円	104,796 円
			協力医療機関連携加算(1ヵ月につき1回算定)	54	円				
個 室	要介護 1	631 円	※安全対策体制加算(入所時)	21	円	1445 円	1231 円	3,389 円	105,199 円
			※療養食加算(1食につき)	6	円				
	要介護 2	706 円	※初期加算(最初の30日)	32	円			3,464 円	107,524 円
			※外泊時費用(最初の6日)	264	円				
	要介護 3	785 円	※口腔衛生管理加算Ⅱ(1ヵ月につき1回算定)	118	円			3,543 円	109,973 円
			※看取り介護加算(死亡された日以前 31日以上45日以下)	77	円				
	要介護 4	860 円	※看取り介護加算(死亡された日以前 4日以上30日以下)	154	円			3,618 円	112,298 円
			※看取り介護開始(死亡された日の前日及び前々日)	729	円				
	要介護 5	934 円	※看取り介護加算(死亡された日)	1372	円			3,692 円	114,592 円

【各種体制加算】

※ なお、一円の端数処理で差異が生じることがありますので予めご了承ください。

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の14%となります。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する職員を一定以上配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合に算定。
- ・個別機能訓練加算(Ⅱ) 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省の提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用された場合に算定。
- ・看護体制加算(Ⅰ) 指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1以上を加えた配置を行い、看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定。
- ・栄養マネジメント強化加算 管理栄養士による栄養マネジメントや、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合に算定。
- ・夜勤職員配置加算(Ⅰ) 夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定する。
- ・科学的介護推進体制加算 入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービス提供に当たって必要な情報を活用している場合に算定。
- ・日常生活継続支援加算(Ⅰ) 施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ、日常生活を継続することができるように支援することを目的とする。
- ・福祉施設排せつ支援加算(Ⅰ) 排せつに関する支援の充実を目的とし、他職種が協働し入所者の能力や生活リズムに応じてADLやQOLの維持また向上を目標に都度ケア内容の見直しや改善を図り、より良い生活を送って頂けるように支援することを目的とする。
- ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討し、ガイドラインに基づく業務改善に継続的に取り組んでいる場合に算定。
- ・安全対策体制加算 外部研修を受けた職員が配置され施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定。
- ・療養食加算 医師により利用者に対し、疾病治療の直接手段として発行された食事箋に基づき、病状に等に対応した栄養量及び内容の有する療養食が提供された場合に算定。
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ) 口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状況に応じた口腔衛生の管理を行った場合に算定。(月二回の歯科受診された場合)
- ・協力医療機関連携加算 協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する為、入所者様の病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催した場合に算定。
- ・看取り介護加算 看取り介護の同意に基づき看取り介護を行った場合に算定する。(対象者のみ)
 - * 療養食加算については対象者のみの算定になります。1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位で算定します。(※)
 - * 初期加算については31日目以降は算定しません。(※)
 - * 外泊時費用については外泊または医療機関に入院された場合に1ヵ月に6日を限度として、1日単位で算定します。(※)
 - * オムツ代は利用料金に含まれております。
 - * 利用者ご本人の所属する世帯所得が一定額以下の場合は軽減措置があります。低所得の方、生活保護受給者の方には利用費の減免制度があります。詳細はご相談下さい。

【ご希望により利用できるサービス費】

理髪・美容代	・カット…1,500円	・顔そり…530円	・パーマ…3,700円	・カラー…3,700円
喫茶・レクリエーション行事	・コーヒー一杯等…100円			
金銭管理サービス	・各種行事は実費をご負担いただきます。			
	・月額…1,000円			

※利用料は、今後変更する場合がありますので予めご了承下さい。その他、施設生活に関する費用(医療費・個人購入物品)は立替金として請求させていただきます。

《料 金 表》

高額介護サービス費

- ・利用者負担が一定の上限金額を超えた場合について、居住区の介護保険窓口で申請することにより高額サービス費として支給されます。

特定入所者介護サービス費

- ・食費・居住費については利用者負担となりますが、所得の低い方のサービス利用が困難とならないよう一日あたりの負担限度額を設定し、基準費用額との差額を特定入所者介護サービス費として支給します

第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 生活保護受給者
第2段階	世帯
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得と課税年金 収入額の合計金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得と課税年金 収入額の合計金額が120万円超の方
第4段階	一般世帯(世帯課税)
上記以外の方	現役並み所得者

		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
		1日	1ヶ月(30日) 1ヶ月(31日)	1日	1ヶ月(30日) 1ヶ月(31日)	1日	1ヶ月(30日) 1ヶ月(31日)	1日	1ヶ月(30日) 1ヶ月(31日)	1日	1ヶ月(30日) 1ヶ月(31日)
食 費		300	9,000 9,300	390	11,700 12,090	650	19,500 20,150	1,360	40,800 42,160	1,445	43,350 44,795
居住費	多床室	0	0	430	12,900 13,330	430	12,900 13,330	430	12,900 13,330	915	27,450 28,365
	個室	380	11,400 11,780	480	14,400 14,880	880	26,400 27,280	880	26,400 27,280	1,231	36,930 38,161
高額サービス費		15,000		15,000		24,600		44,400			

1ヶ月あたりの実質負担額合計

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	要介護1	※支払額は区役所より通知されます	39,600 (30日の場合)	57,000 (30日の場合)	78,300 (30日の場合)	85,800～95,403
	要介護2		40,420 (31日の場合)	58,080 (31日の場合)	80,090 (31日の場合)	85,800～97,728
	要介護3					85,800～100,177
	要介護4					85,800～102,502
	要介護5					85,800～104,796
個室	要介護1	※支払額は区役所より通知されます	41,100 (30日の場合)	70,500 (30日の場合)	91,800 (30日の場合)	95,280～105,199
	要介護2		41,970 (31日の場合)	72,030 (31日の場合)	94,040 (31日の場合)	95,280～107,524
	要介護3					95,280～109,973
	要介護4					95,280～112,298
	要介護5					95,280～114,592

(※1)現役並み所得者		介護サービス費(2割)			1ヶ月あたりの負担額			☆平成27年8月より 介護保険負担割合証 ：2割 高額介護サービス費 ：44,400円 上記が適用される方は (※1)の負担となります
		1日	30日	31日	1日	30日	31日	
多 床 室	要介護1	1,426	42,780	44,206	3,786	113,580	117,366	
	要介護2	1,576	44,400	44,400	3,936	115,200	117,560	
	要介護3	1,734			4,094			
	要介護4	1,884			4,244			
	要介護5	2,032			4,392			
個 室	要介護1	1,426	42,780	44,206	4,102	123,060	127,162	
	要介護2	1,576	44,400	44,400	4,252	124,680	127,356	
	要介護3	1,734			4,410			
	要介護4	1,884			4,560			
	要介護5	2,032			4,708			

(※2)現役並み所得者		介護サービス費(3割)			1ヶ月あたりの負担額			☆平成30年8月より 介護保険負担割合証 ：3割 高額介護サービス費 ：44,400円 上記が適用される方は (※2)の負担となります
		1日	30日	31日	1日	30日	31日	
多 床 室	要介護1	2,139	44,400	44,400	4,499	115,200	117,560	
	要介護2	2,364			4,724			
	要介護3	2,601			4,961			
	要介護4	2,826			5,186			
	要介護5	3,048			5,408			
個 室	要介護1	2,139	44,400	44,400	4,815	124,680	127,356	
	要介護2	2,364			5,040			
	要介護3	2,601			5,277			
	要介護4	2,826			5,502			
	要介護5	3,048			5,724			

※令和3年8月より、課税取得380万円以上の方は、別途負担の上限額が設定されています。詳しくは生活相談員にご確認ください。